

最近の労働法制等の説明会のお知らせ

～専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法(有期特措法)を中心に～

主催:愛知労働局

共催:公益社団法人愛知労働基準協会・各地区労働基準協会

参加費無料
先着順

労働契約法第18条においては、同一の使用者との間で、期間の定めのある労働契約が通算5年を超えて反復更新された場合には、有期雇用労働者(期間の定めのある労働契約を締結している労働者)の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換させる仕組みが規定されています。

今般、この無期転換ルールに関する特例として「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法(有期特措法)」が平成26年11月28日に成立し、平成27年4月1日から施行されます。つきましては、この有期特措法その他の労働法制に関する説明会を以下の日程で開催しますので、ぜひこの機会をご利用ください。

○開催日時、開催場所

- | | | |
|----------------|-------------|--|
| ①平成27年3月16日(月) | 14:00～16:00 | 住友生命名古屋ビル 23階大会議室
(名古屋市中村区名駅南2丁目14番地19) |
| ②平成27年3月18日(水) | 14:00～16:00 | 刈谷市産業振興センター 小ホール
(刈谷市相生町1丁目1番地6) |
| ③平成27年3月20日(金) | 14:00～16:00 | 豊橋市民センター 多目的ホール
(豊橋市松葉町二丁目63番地) |

○定員

- ①100名 ②300名 ③99名
- ・先着順ですので申込状況により締切る場合があります。ご了承ください。
 - ・一事業場につき、一会場3名までの申込でお願いいたします。

○内容(講師)

- ・有期特措法について (愛知労働局担当官)
- ・最近の労働法制等について (愛知労働局担当官)

○申込方法

公益社団法人愛知労働基準協会あて、裏面の参加申込書よりFAXでお申し込みください。 FAX (052)221-1440

※本説明会の内容に係るお問い合わせは、愛知労働局監督課までお願いいたします。

愛知労働局監督課

名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館

TEL (052)972-0253

公益社団法人愛知労働基準協会 行き
FAX 052-221-1440

最近の労働法制等の説明会 参加申込書

※ 参加票を発行しませんので、申込後コピーまたはこの用紙を当日ご持参ください。

事業場名			
所在地	〒		
電話番号		FAX番号	
担当部門名	(総務・人事等)		
参加希望会場 ・人数 (希望の日に○を つけ、人数を記入 してください)		3月16日(月) 住友生命名古屋ビル	参加人数 名
		3月18日(水) 刈谷市産業振興センター	参加人数 名
		3月20日(金) 豊橋市民センター	参加人数 名

※本説明会の申込状況等に係るお問い合わせは、公益社団法人愛知労働基準協会
事業部までお願いいたします。

公益社団法人愛知労働基準協会 事業部
TEL (052)221-1439